

令和5年度 一般介護予防事業 地域リハビリテーション活動支援事業
アセスメント支援事業 実施要項

1 事業目的

地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、高齢者やそれを取り巻く地域住民が生きがい・役割をもって生活できるよう介護予防を推進することを目的とする。

2 根拠法

介護保険法（平成9年法律第123）第115条の45第1項第2号

3 実施主体

宮古島市

4 事業内容

通所系サービス、訪問系サービス、住民主体の通いの場等へリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を派遣し、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言するなど、地域包括支援センターとも連携しながら下記(1)～(3)の介護予防の取組を総合的に支援する。

- (1) 住民（通いの場等）への介護予防に関する技術的助言
- (2) 介護職員等への介護予防に関する技術的助言
- (3) ケアマネジメントに関する支援

5 事業対象者

- (1) 宮古島市内における介護予防にかかる自主活動を行う団体または介護サービス事業所に従事する者
- (2) 宮古島市のケアマネジメント支援に関わる関係者等

6 実施担当者

リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス良くアプローチすることのできる能力を有する者。職種は限定しない。

7 専門職派遣回数

1回1時間程度とし、1事業所（1事例）につき年2回程度までとする。

8 報告

派遣された専門職は、支援を実施した場合、宮古島市高齢者支援課へアセスメント支援事業実施報告書（様式1）を提出する。

報告書は支援を行った翌月末（3月は3月31日）までに提出するものとする。

9 謝礼

- (1) 市は、支援を行った専門職に対し、報告に基づき謝礼を支払うものとする。
- (2) 謝礼の額は、令和5年度宮古島市謝礼支払基準の別表1の規定（別紙2）を参照とし、1時間3,000円を支払う。
- (3) 申込者との事前の連絡調整、事後の報告書作成に対して3,000円を支払う。
- (4) 謝礼の方法は、実施報告書の実績に基づき1回分ごとに支払うものとする。
- (5) 地域包括支援センター職員(歯科衛生士、栄養士等)への依頼時は、勤務時間外で支援を行った場合のみ謝礼を支払うものとする。

10 予算

介護保険特別会計／介護予防・日常生活支援総合事業／一般介護予防事業／地域リハビリテーション活動支援事業費の報償費（市の規定額）から支出する。

11 実施方法

実施方法や流れの詳細については別紙3を参照する。

12 個人情報の取り扱い

派遣した専門職、その他この事業に関係した者は、正当な理由なく業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。その活動終了後も同様とする。

13 その他

令和4年度の事業実施者で令和5年度において実施後の評価対象となっている場合は、令和4年度の実施要項に基づき事業を行うものとする。